

第2期 上砂川町 AX・DX 推進方針

令和8年（2026年）9月

上砂川町

目次

第1章 上砂川町 AX・DX 推進方針策定の背景	1
1. 策定の背景(社会環境の変化)	1
2. 策定の背景(国の動向)	1
(1) Society 5.0 の実現	1
(2) 官民データ活用推進基本法の公布・施行	2
(3) デジタル・ガバメント実行計画及び自治体 DX 推進計画の策定	2
(4) AI トランスフォーメーション(AX)の推進	4
3. 策定の背景(道の動向)	5
(1) 北海道 Society 5.0 の実現	5
4. 上砂川町の状況	6
(1) 上砂川町の現況と課題	6
5. 第1期方針の成果と課題	7
【重点取組事項の成果】	7
【その他の取組事項の成果】	8
第2章 基本的事項	10
1. 方針の位置付け(国や道の計画との関係)	10
2. 基本方針	10
3. 推進体制	12
4. 基本方針の期間	12
第3章 AX・DX 推進に向けた取組	13
フロントヤード改革による町民の利便性向上	13
デジタル活用による地域社会のデジタル化と情報発信の推進	14
AI とデジタルを前提とした効率的な仕事の仕方への転換	15
誰一人取り残さないデジタル社会の実現	17
第4章 進捗管理	18
第2期 上砂川町 AX・DX 推進方針 個別取組	19
用語集	22

第1章 上砂川町 AX・DX 推進方針策定の背景

1. 策定の背景（社会環境の変化）

急速な少子高齢化の進行とともに、地域課題や価値観、ライフスタイルの変化等に伴い、町民ニーズが多様化する中において、今後とも行政サービスを提供していくためには、強い危機感を持って行政サービスのデジタル化を進めることで、より効果的・効率的な行政運営をしていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、常識とされていた考え方や社会全体の価値観に大きな変化を引き起こし、テレワークやオンライン会議を活用した働き方の見直し等、デジタル技術の活用が社会全体に定着する契機となりました。一方、地域や組織を横断したデータ活用が十分に進んでいないことに加え、生成 AI をはじめとする AI 技術の急速な進展により、その安全かつ適正な利用や、AI の活用を前提とした業務及び行政サービスの見直しが新たな課題となっています。

こうした社会環境の変化を踏まえ、本町においては、デジタル技術やデータを活用し、行政サービス、業務プロセス、組織及び職員の働き方をより良い方向へ変革する「デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）」を引き続き推進します。

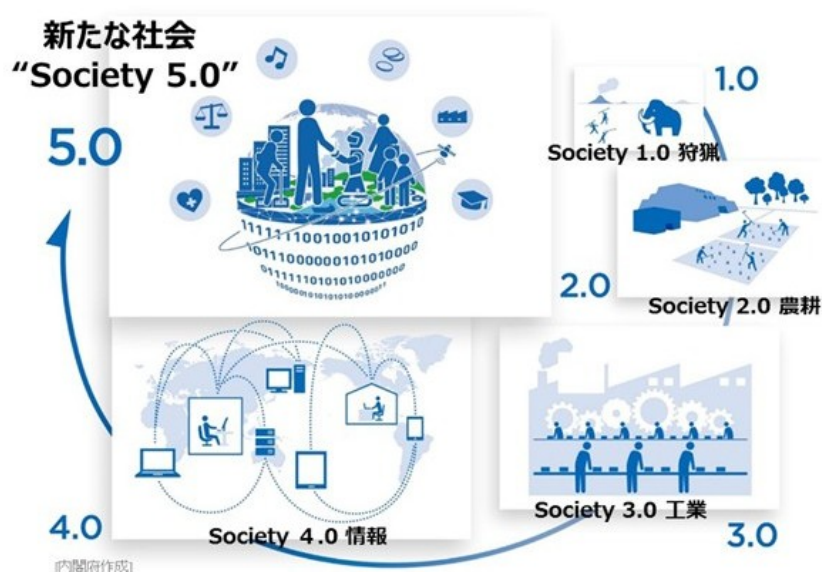
また、AI を既存業務の一部に導入するだけでなく、AI の活用を前提として業務プロセスや行政サービスの在り方を見直し、業務全体の最適化や新たな価値の創出につなげる「AI トランスフォーメーション（以下「AX」という。）」の視点を取り入れます。AX と DX を一体的に推進することにより、人口減少や担い手不足が進む中でも、町民一人ひとりにとって利便性が高く、持続可能な行政サービスの実現を目指します。

2. 策定の背景（国の動向）

(1) Society 5.0 の実現

平成 28（2016）年に国が策定した「第 5 期科学技術基本計画」において、日本が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」が提唱されました。「Society 5.0」とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会を指すもので、IoT で人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。

また、AI(人工知能)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車等の技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差等の課題が克服されます。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会になるとされています。



(資料) 内閣府ホームページ Society 5.0

(2) 官民データ活用推進基本法の公布・施行

平成 28 (2016) 年 12 月に「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。同法では、官民データ活用の推進に関する基本的な計画の策定等について定めており、都道府県には官民データ活用推進計画の策定が義務づけられ、市町村には同計画の策定が努力義務とされています。

(3) デジタル・ガバメント実行計画及び自治体 DX 推進計画の策定

平成 30 (2018) 年 1 月に初版が策定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」(以下「自治体 DX 推進計画」という。)を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくことを示しています。

また、令和2（2020）年12月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンを明示しました。自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AI等デジタル技術の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

その後、令和3（2021）年5月には、デジタル庁設置法等を含めたデジタル改革関連法が成立し、デジタル社会の形成を図るための法律が整備されました。

自治体DX推進計画は、当初定められていた計画期間にとらわれず随時見直しが行われることとなり、令和8（2026）年1月には【第5.1版】が策定されました。第5.1版では、従来の重点取組事項に加え、「自治体フロントヤード改革の推進」が新たな重点取組事項の筆頭に位置付けられるとともに、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進や「公金収納におけるeL-QRの活用」が追加されました。

また、令和7（2025）年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」が閣議決定され、フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的推進、都道府県と市町村が連携した推進体制の構築、デジタル人材の確保・育成等が重点施策として位置付けられています。

自治体DX推進計画等の全体像		参考資料
○ 自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、取組を後押し ○ 各自治体の取組について進捗状況の「見える化」を推進		
自治体DX推進計画（2020.12策定、2026.1改定）	今回改定	自治体DX推進手順書（2021.7策定）
■ 各自治体においてDXを進める前提となる考え方 ① BPRの取組の徹底 ② 自治体におけるシステム整備の考え方 ③ オープンデータの推進・官民データ活用の推進		■ 自治体DX全体手順書（2026.1改定） ・ DXの推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理 - ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定 - ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行
■ 自治体におけるDXの推進体制の構築 ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組 ④ 都道府県と市区町村の連携による推進体制の整備		■ 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2024.9改定） ・ 標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示すもの
■ 自治体DXの重点取組事項 ① 自治体フロントヤード改革の推進 ② 地方公共団体情報システムの標準化 ③ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進 ④ 公金収納におけるeL-QRの活用 ⑤ マイナンバーカードの取得支援・利用の推進 ⑥ セキュリティ対策の徹底 ⑦ 自治体のAIの利用推進 ⑧ テレワークの推進		■ 自治体フロントヤード改革推進手順書（2025.5策定） ・ 自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト採択団体の取組等に基づき、改革の各段階でやるべきことや留意点を示すもの
■ 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組 ① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 ② デジタルデバйд対策 ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し		■ 自治体DX推進参考事例集（2025.6改定） ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DX、④共同調達に整理し、参考事例集としてまとめたもの
		地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12策定、2025.12改定） これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

※自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.1版】参照

(4) AI トランスフォーメーション (AX) の推進

生成 AI をはじめとする AI 技術が急速に進展する中、国は、AI を単に既存業務の効率化に利用するだけでなく、AI の活用を前提として社会、産業、行政サービス及び業務の在り方を再構築する AX の推進を新たな政策の方向性として示しています。

令和 8（2026）年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2026」では、「信頼できる AI」で社会全体を駆動する AX に国を挙げて取り組むとともに、持続可能な地方行財政基盤の強化に向け、自治体 AX/DX、地方公共団体のサイバーセキュリティ強化及び標準準拠システムへの移行・運用最適化を進める方針が示されました。

また、総務省の「AX を通じた強い経済と持続可能な地域社会の実現（総務省重点施策 2027）」では、自治体 AX/DX による行政サービスの効率化を促進するため、AI を業務プロセスの一部で活用することにとどまらず、AI 等のデジタル技術を組み合わせた業務プロセス全体の自動化や、業務全体の最適化を進める取組が示されています。さらに、AI エージェントの導入に向けた実証、AI ガバナンスやデータ整備等の課題に関する調査研究、先進事例やノウハウの横展開を進めることとされています。

こうした国の動向を踏まえ、本町においても、これまで進めてきた DX の取組を継承しながら、AI の活用を前提として業務プロセス、職員の働き方及び行政サービスの在り方を見直す AX の視点を取り入れ、AX・DX を一体的に推進します。

3. 策定の背景（道の動向）

（1）北海道 Society 5.0 の実現

北海道は「官民データ活用推進基本法」に基づく都道府県官民データ活用推進計画として平成 30（2018）年 3 月に「北海道 ICT 利活用推進計画」を発行しました。

また、ICT や AI、ロボット等の未来技術を活用して諸課題を解決するなど、概ね 10 年後の「北海道の未来社会」を実現するため、令和元（2019）年 10 月に学識経験者や事業者からなる「北海道 Society 5.0 懇談会」を設置し、約半年の議論を重ね、令和 2（2020）年 3 月に「北海道 Society 5.0 構想」を策定しています。

その後、令和 3（2021）年 3 月には「北海道 Society 5.0 推進計画」（第 1 期計画）を発行し、「北海道 Society 5.0 構想」で掲げた「未来技術を活用した活力あふれる北海道」の実現に向け、「暮らし」、「産業」、「行政」の 3 分野を基軸に、横断的な視点としての「データの利活用」及びそれらを支える「基盤整備」の 2 分野を加えた 5 つを施策の柱として取組を展開してきました。

令和 8（2026）年 3 月には、第 1 期計画の推進期間の終了を踏まえ、AI の急速な進展や経済安全保障強化への要請、脱炭素に向けた動きの加速化といった経済・社会情勢の変化を反映した「第 2 期北海道 Society 5.0 推進計画」が策定されました。第 2 期計画は令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間を推進期間とし、基本理念を「未来技術を活用した活力にあふれる北海道」とし、引き続き 5 つの施策の柱に基づく取組を加速させることとしています。

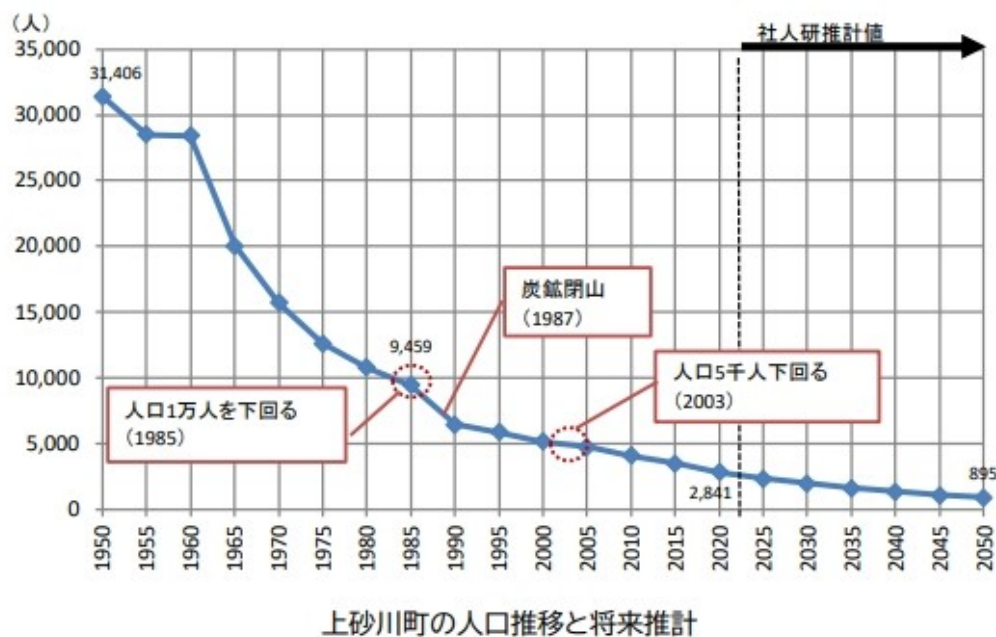
第 2 期計画の「行政」分野では、利用者視点でのデジタル化の推進として、道内自治体の行政手続のオンライン化、公金収納のキャッシュレス化、デジタル人材の育成・確保や未来技術の実装に取り組む道内自治体への支援等が主な施策として掲げられています。

また、「基盤整備」分野では、情報通信基盤の整備、セキュリティ対策、デジタル人材の育成・確保が位置付けられており、市町村職員等を対象とした研修を通じて、地域課題を自ら発見して DX を推進し解決策を実行できる人材の育成・確保を進めるとしています。

4. 上砂川町の状況

(1) 上砂川町の現況と課題

本町の人口は、昭和 25（1950）年 31,406 人をピークに減少を続け、令和 7（2025）年の国勢調査では 2,327 人、令和 8（2026）年 3 月末時点の人口集計では 2,217 人となっています。第 8 期上砂川町総合計画における人口の将来展望では、各種施策の効果を見込み、令和 12（2030）年には 2,020 人を目標としています。



（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（令和 5 年推計）」

本町においても地域づくりを担う人材や働き手の不足に加え、地域コミュニティ、高齢者支援をはじめとする社会活動の衰退が懸念されます。このような中、新たな自治体行政の在り方として、先進技術を活用し、業務の効率化を図りながら、住民の利便性を向上させることが求められています。

第 1 期方針に基づく取組により、自治体情報システムの標準化・共通化への移行完了や、生成 AI をはじめとする新たなデジタル技術の導入・試行が進むなど、一定の成果が得られました。今後、人口減少に伴う担い手不足が一層進む中においても、行政サービスの水準を維持・向上させるためには、個々の業務にデジタル技術を導入するだけでなく、業務の必要性や進め方そのものを見直し、限られた人員を町民への相談支援や政策立案等の職員が担うべき業務に振り向ける必要があります。

このため、デジタル人材の確保・育成及び情報セキュリティの確保に取り組みながら、AI の活用を前提とした業務プロセスの再設計を含む AX と、これまでの DX の取組を一体的に推進し、持続可能な行政運営と町民サービスの向上を図ります。

5. 第1期方針の成果と課題

第1期 DX 推進方針（令和5（2023）年11月～令和8（2026）年3月）の取組を通じて、以下の成果と課題が明らかになりました。

【重点取組事項の成果】

（1）自治体情報システムの標準化・共通化

法律で定められている標準化移行対象 20 業務のうち、本町においては 16 業務が移行対象となりました。対象 16 業務すべてについて、移行期限である令和8年3月末までに移行を完了しています。

移行時期	対象業務
令和6年度	障害者福祉、健康管理
令和7年度	児童手当、住民基本台帳、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、後期高齢者医療、国民年金、国民健康保険、介護保険、戸籍、戸籍の附票

（2）マイナンバーカードの普及促進

職員がご自宅などにお伺いして申請できる「出張申請」や、仕事により開庁時間中に来庁できない方に時間外の受付を実施するなど、マイナンバーカードの普及促進の取組を実施しました。令和8年3月末時点の保有率は 82.72%となっています。

（3）行政手続きのオンライン化、公共施設のオンライン予約

令和4年3月までに子育て・介護分野等の 26 手続きについてマイナポータルからのオンライン手続を開始しました。また、LINE 公式アカウントを情報ポータルとして活用し、粗大ごみの収集申込みや図書の貸出し予約、イベントの参加申込みなどのオンライン化を実現し、第1期期間中に合計 36 手続きのオンライン化を達成しました。

（4）AI・RPA の取組

第1期期間中に職員研修を実施しながら複数社の生成 AI サービスのトライアルを行

い、理解を深めながら活用方法を検討しました。一方、RPA は具体的な活用検討に至りませんでした。第 2 期方針では、業務の必要性や業務プロセス全体を見直した上で、生成 AI や RPA の特性を踏まえて活用し、業務全体の最適化につなげることが課題となります。

なお、生成 AI サービスは、セキュリティ要件を踏まえて選定し、利用ガイドラインと継続的な職員研修により、安全かつ適切な活用を図ります。

(5) テレワークの推進

コロナ禍において一部職員で試用を行いました。在宅勤務としての本格導入には至っていません。一方、会議室や出張時など通常業務の中でのモバイルワークとしての活用も考えられることから、電子決裁・文書管理システムの導入・運用に合わせ、対象業務の拡大を含めたテレワークの導入・活用を推進します。

(6) セキュリティ対策の徹底

ICT の発展に伴い、利便性の追求だけでなく、高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対し、情報セキュリティ対策を両立する必要があることから、令和 5 年 11 月に「上砂川町情報セキュリティ基本方針」を改正しました。

その後、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、令和 7 年 4 月に総務省が「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）」を策定しました。これを踏まえ、更なる情報セキュリティの確保を図るため、令和 8 年 2 月に基本方針を改正し、上砂川町のサイバーセキュリティを確保するための方針として公表しています。

【その他の取組事項の成果】

(1) 地域社会のデジタル化

災害時の避難所等における通信手段を確保するため、避難所として指定している集会所等公共施設 7 カ所に公衆無線 LAN を整備し、災害時だけでなく、平時は町民の利便性向上としても活用しています。

(2) デジタルデバインド（情報格差）対策

令和 3 年度より民間事業者と連携し、スマートフォンの操作方法を学ぶ「スマートフォン教室」を開催し、令和 6 年度までの 4 年間で 28 回延べ 232 名の参加がありました。

令和 4 年度からは町の集落支援員が週に 1 回多世代交流拠点施設「まちの駅ふらっと」において「スマートフォンサポート広場」を開設し、操作方法や設定についての相談に対応しています。また、令和 7 年度は地域の集会施設へ出張し「スマホ相談会」を実施しています。

また、楽しみながらデジタル機器への抵抗感をなくすため、令和５年度・令和６年度には、高齢者を対象に e-sports 体験会を実施し、延べ 80 名の参加がありました。令和 7 年度は対象を児童にも拡大し、プログラミング教室を実施しています。

(3) オープンデータの活用・共有

官民データ活用推進基本法により、地方公共団体は国と同様に保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずる必要があるとされていることから、町では令和 2 年 3 月より、町公式ホームページをオープンデータとして公開を開始しました。

その後、機械判読に適した形でデータを公開し、更なるデータの流通や活用を図ることを目的として、令和 6 年 7 月より上砂川町オープンデータカタログサイトを開設し、現在、緊急避難場所一覧やヒグマの出没情報など 11 件のデータを公開しています。

(4) キャッシュレス決済の導入

令和 5 年 4 月より町税において、2 次元バーコードを利用したキャッシュレス決済を開始しました。令和 6 年 4 月からはキャッシュレス決済可能な税目、使用料を追加し、併せてコンビニ納付が可能となっています。

また、住民票・印鑑登録の郵送請求において、令和 7 年 5 月からマイナポータルを用いた電子申請の開始に併せ、キャッシュレス決済を導入しました。戸籍の郵送請求においては令和 8 年 4 月から開始しています。

(5) オンライン相談・面談

Web 会議ツールを活用し、遠隔地の応募者を対象としたオンラインによる面接試験を実施しました。

一方、来庁が困難な町民等を対象としたオンラインによる相談・面談については、第 1 期方針の期間中には実施に至らなかったことから、今後、環境整備や運用体制の検討を進め、実施に向けて取り組みます。

(6) 情報発信の充実

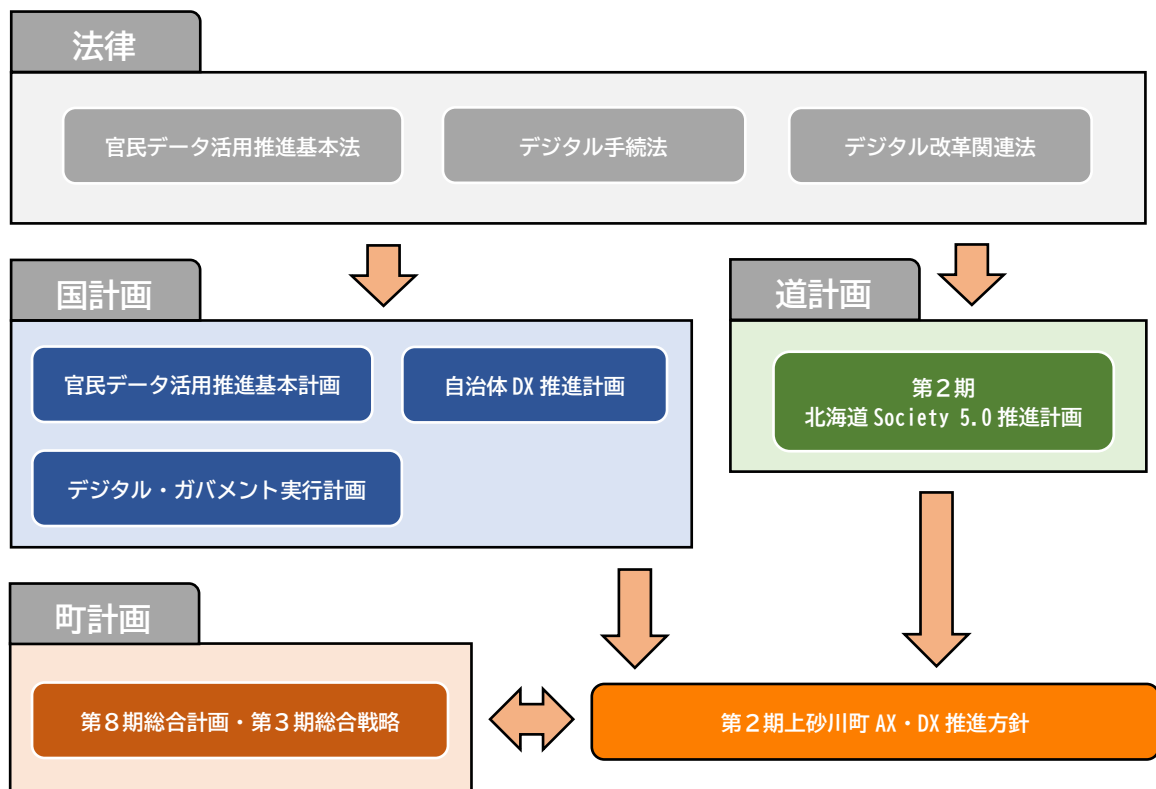
町民が必要な情報を得られ、利用しやすいように、広報紙やホームページ等の従来の広報手段に加え、SNS（LINE・Instagram・YouTube）を活用した情報発信を行っています。令和 7 年度より新たに note による情報発信を開始し、町の施策や観光情報、ふるさと納税等の情報を発信しています。

第2章 基本的事項

1. 方針の位置付け（国や道の計画との関係）

本方針は、「第8期上砂川町総合計画（前期基本計画）及び第3期上砂川町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を上位計画とし、まちの将来像である「小さな町の輝く未来へ挑戦するまち」を実現するため、AX・DXの推進に係る基本方針を示すものです。

また、本方針は、官民データ活用推進基本法第9条第3項の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けるとともに、国の「自治体DX推進計画」等及び北海道の「第2期北海道 Society 5.0 推進計画」を踏まえた内容としています。



2. 基本方針

AX・DXの一体的な推進により、町民サービスの向上と持続可能な行政運営を図るため、次の方針に基づいて取組を進めます。

方針1	フロントヤード改革による町民の利便性向上
------------	-----------------------------

町民の利便性向上を図るため、書面、押印、対面を前提とした行政事務を見直し、オンラインで「いつでも・どこでも」手続きが完結できるよう取り組むとともに、「書かせないワンストップ窓口」等のフロントヤード改革を推進し、対面・非対面の対応を適切に組み合わせた町民サービスの充実を図る。

方針2	デジタル活用による地域社会のデジタル化と情報発信の推進
------------	------------------------------------

町政情報の共有と相互理解を促進するため、デジタル技術やデータを活用し、町民ニーズに対応した情報提供と双方向のコミュニケーションによる、分かりやすく利便性の高い情報発信を推進する。

方針3	AIとデジタルを前提とした効率的な仕事の仕方への転換
------------	-----------------------------------

一連の事務処理がデジタルで完結する効率的な仕事の仕方へ転換するとともに、生成AIをはじめとするAIやRPA等のデジタル技術の活用を前提として、業務の必要性や業務プロセス全体を見直し、業務全体の最適化を図る。これにより、限られた人的資源を町民に寄り添う良質なサービスの提供に充てる。

方針4	誰一人取り残さないデジタル社会の実現
------------	---------------------------

デジタル化の恩恵を全ての町民が享受できるよう、デジタルデバイド（情報格差）対策に取り組むとともに、AX・DXを担うデジタル人材の確保・育成を推進し、持続可能な推進体制を構築する。

3. 推進体制

本方針に基づく取組を推進するため、デジタル推進担当係が中心となり、各課と連携しながら基本方針に掲げた取組を進めます。デジタル推進担当係は、AX・DX 推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々の取組の進捗管理、AI の適正な利活用及びリスク管理に関する調整等を担い、理事者のリーダーシップの下、全庁的な AX・DX 推進を図ります。各課は、所管業務の課題を把握し、主体的に業務の見直しと取組の実施に当たります。

また、北海道との連携によるデジタル人材の確保・育成や、システムの共同調達等、都道府県と市町村の連携による推進体制を活用し、小規模自治体としての AX・DX 推進を効果的に進めます。

4. 基本方針の期間

本方針は、第 8 期上砂川町総合計画前期基本計画の期間と連動させるため、計画期間を令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度末までの 4 年間とし、情報通信技術の進歩や進化、国及び北海道の施策や本町の施策の成果等を踏まえ、必要に応じて方針の見直しを随時行います。

	年度				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
【総務省】 自治体 DX 推進計画					
【北海道】 第 1 期 Society 5.0 推進計画					
【北海道】 第 2 期 Society 5.0 推進計画					
【上砂川町】 第 8 期総合計画(前期計画)					
【上砂川町】 第 1 期 DX 推進方針					
【上砂川町】 第 2 期 AX・DX 推進方針(本方針)					

第3章 AX・DX 推進に向けた取組

方針1	フロントヤード改革による町民の利便性向上
-----	----------------------

(1) 自治体フロントヤード改革の推進

住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を推進し、町民サービスの利便性向上と業務の効率化を進めます。デジタル手続法に定める基本原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）にのっとり、行政手続のオンライン化の更なる拡大に加え、対面で手続等を行う場合であっても、データによる対応を前提とした「書かせないワンストップ窓口」を推進します。

また、マイナポータル等からのオンライン手続や、町の公式 LINE アカウントを活用した申請・予約手続きの対象範囲を拡大し、申請と支払いをオンラインで完結させる取組を進めます。

なお、「書かせないワンストップ窓口」の推進に当たっては、デジタル庁が整備する自治体窓口 DX SaaS の活用も含め、本町の規模に適した手法を検討します。

あわせて、デジタル庁が公表しているマニュアルや国における取組状況等を参考にしながら、条例・規則等におけるアナログ規制（書面掲示、対面講習、実地監査等）の点検・見直しを実施します。

(2) 自治体情報システムの標準化・共通化の推進

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で定められている 20 業務のうち、本町において対象となる 16 業務について標準準拠システムへの移行を進め、令和 8 年 3 月末までに対象業務すべての移行を完了しました。

今後は、ガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムの安定的な運用と最適化を図るとともに、標準準拠システムやオンライン手続を前提とした業務プロセスの見直し、関連業務を含めたシステム最適化に取り組めます。

また、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、共通化すべき業務・システムの基準に合致するものは共通化や他自治体との共同調達による横展開を検討します。

(3) 公金収納における eL-QR の活用

令和 8 年 9 月以降、eLTAX を活用した公金収納が全国的に開始されることを踏まえ、令和 9 年度より、後期高齢者医療保険料、住宅使用料その他の公金についても eL-QR を活用した納付を推進するとともに、コンビニ収納サービスの対象拡大を進めます。

(4) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤であり、健康保険証やオンラインでの確定申告等、様々な場面で利用されています。今後、利活用の拡大が見込まれることから、出張申請受付等による取得支援を継続するとともに、行政手続等における利用を推進します。また、カードや電子証明書の更新手続の円滑化を図り、切れ目のない利用環境の維持に努めます。

(5) セキュリティ対策の徹底

自治体業務の遂行においては、多くの情報システムを取り扱っており、業務の継続性や発展のため、機密性、完全性及び可用性の維持が必要不可欠となっています。

本町では、令和8年2月に「上砂川町情報セキュリティ基本方針」を改正し、上砂川町のサイバーセキュリティを確保するための方針として公表しています。引き続き、関連法令やガイドラインに基づき方針の見直しを適切に行いながら、高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対し、人的・技術的セキュリティ対策等、適切なセキュリティの確保に努めます。

また、国が進める地方版アタックサーフェスマネジメント（ASM）の活用を含め、インターネット上に公開された情報資産の把握や脆弱性診断の実施方法を検討するとともに、サプライチェーン・リスク対策を講じた機器調達を進めます。

(6) オンライン相談・面談

Web会議ツール等を活用したオンライン相談・面談の環境を整備し、来庁が困難な方やオンラインでの相談を希望する方への対応、遠隔地との相談体制の充実を図ります。

特に、本町への移住を検討している方に対しては、遠方からでも気軽に相談できるオンライン移住相談を実施し、来町することなく町の暮らしや支援制度に関する情報提供や相談対応を行います。これにより、移住希望者の負担を軽減し、移住・定住の促進につなげます。

また、庁舎への来庁が困難な方に配慮し、身近な生活館・集会所を活用したオンライン相談・面談の実施を検討します。

方針2	デジタル活用による地域社会のデジタル化と情報発信の推進
-----	-----------------------------

(1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

人口減少や少子高齢化が進む中においても、地域住民の暮らしを支え、地域の活力を維持・向上させるため、本町が抱える地域課題や町民ニーズを踏まえ、デジタル技術やデータを活用した取組を推進します。また、観光振興、働く場の創出、地域交通、防災、

医療・福祉など、幅広い分野におけるデジタル実装の可能性を検討し、魅力ある地域づくりと安心・安全な暮らしの実現を図ります。

(2) 情報発信の充実

町民が必要な情報を分かりやすく、適切な時期に得られるよう、広報紙や町公式ホームページ等の従来の広報手段に加え、LINE、Instagram、YouTube、note 等の各媒体の特性や対象者に応じた情報発信を行います。

また、町公式 LINE アカウントを、情報発信に加えて、申請手続きやイベント等の参加予約ができる情報ポータルとして運用し、提供するサービスの更なる拡充を図ります。

あわせて、災害時等における迅速な情報提供や、町民の意見・ニーズの把握に努めるとともに、デジタル機器を利用しない方にも配慮した情報発信を行います。

(3) オープンデータの活用・共有

国が推進するオープンデータの取組を踏まえ、町が保有する各種データについて、「上砂川町オープンデータポータルサイト」において二次利用が可能な形式での公開を進め、データの利活用を推進します。これにより、行政の透明性の向上を図るとともに、民間事業者や地域団体等によるデータの活用を促し、新たなサービスの創出や地域課題の解決に向けた官民協働を推進します。

公開に当たっては、国の「推奨データセット」等を参考に、町民や事業者のニーズが高いデータから優先的に整備するとともに、機械判読に適した形式での提供と継続的な更新に努め、利用しやすいオープンデータ環境の充実を図ります。

方針3	AI とデジタルを前提とした効率的な仕事の仕方への転換
-----	-----------------------------

(1) 自治体の AI・RPA の利用推進

技術革新の成果を積極的に取り入れ、AI や RPA 等のデジタル技術に委ねることができる業務は委ね、職員は人にしかできない業務に注力することを基本的な考え方とします。

第1期期間中に生成 AI サービスのトライアルや職員研修を実施し、令和8年7月に生成 AI サービスを導入しました。あわせて、同月に「上砂川町生成 AI 利用ガイドライン」を作成し、職員に周知しています。

今後は、文書作成やデータ分析、町民からの問い合わせ対応など、幅広い業務における生成 AI の活用を推進します。活用に当たっては、既存の業務プロセスを前提とせず、業務そのものの必要性や手順を見直すとともに、利用ガイドラインに基づく適正な利用を徹底します。また、継続的な職員研修を通じて、職員の活用スキルと情報リテラシーの向上を図ります。

また、RPA については、定型的・反復的な業務を自動化し、事務負担の軽減と処理の正確性向上を図ります。まずは伝票処理をはじめとする定型業務等を対象として、業務の洗い出しや費用対効果の検証を行った上でトライアルを実施し、効果を確認しながら自動化の範囲を段階的に拡大します。

生成 AI と RPA を効果的に組み合わせることで、判断を伴う業務から定型的な処理までを一体的に効率化し、限られた人的資源を、町民に寄り添うサービスや企画立案など、より付加価値の高い業務に充てる体制を構築します。

(2) BPR の推進

AI やデジタル技術の活用を前提として、業務そのものの必要性や業務プロセス全体を検証し、業務の廃止、簡素化、標準化、集約化等を含む業務改革を進めます。また、職員が担うべきコア業務と、デジタル技術への代替や外部化が可能なノンコア業務を整理し、人的資源の最適な配分を図ります。

文書事務の電子化を軸として、内部手続から公文書の決裁、財務事務に至るまでを段階的かつ一体的に電子化し、決裁の迅速化、ペーパーレス化及び事務の効率化を図ります。具体的には、日常の内部手続のペーパーレス化と情報共有の基盤としてグループウェアを導入し、職員が電子化の運用に習熟した上で、公文書の起案、決裁、保存及び廃棄を電子的に行う電子決裁・文書管理システムへ移行します。

電子決裁・文書管理システムについては、令和 8 年度から関係規程の見直しを行い、令和 9 年度に導入作業を進め、令和 10 年度の運用開始を目指します。これにより、決裁の迅速化と庁内全体のペーパーレス化を図ります。

さらに、電子決裁・文書管理システムの導入後は、老朽化した財務会計システムの更新を検討し、電子決裁との連携により、決裁から財務処理までの一連の事務を電子化することで、二重入力や転記作業の削減を図ります。あわせて、契約事務についても電子契約の導入を検討し、押印、製本、郵送及び収入印紙に係る事務負担とコストの削減を図ります。

本町は令和 5 年 3 月に「上砂川町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年までに CO2 排出量を実質ゼロにすることを目指しています。文書事務の電子化によるペーパーレス化は、紙、印刷及び郵送等の削減を通じて、同宣言及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）が掲げる脱炭素目標の達成にも寄与します。

(3) テレワークの推進

在宅勤務やモバイルワークなどテレワークを推進することにより、柔軟な勤務環境の整備、職員のワークライフバランスの向上及び災害や感染症の発生時等における業務継続性の確保を図ります。

第 1 期期間中には、コロナ禍において一部職員による在宅勤務の試用を行いました

が、本格導入には至っていません。一方、会議室や出張先等におけるモバイルワークは、通常業務の効率化にも活用できることから、電子決裁・文書管理システムの導入・運用に合わせ、対象業務の拡大を含めたテレワークの導入・活用を推進します。

また、業務端末の更新時に合わせ、ノート型・無線接続対応端末の導入及び庁内無線 LAN 環境の整備を検討します。これにより、会議室等の庁舎内でも申請、回覧及び決裁を行える環境を整備し、電子決裁・文書管理システムやグループウェア等の効果を高めるとともに、場所にとらわれない柔軟で効率的な業務遂行を可能とします。

方針4	誰一人取り残さないデジタル社会の実現
-----	--------------------

(1) デジタルデバйд（情報格差）対策

デジタル化の恩恵を全ての町民が享受できるよう、年齢、障がいの有無、経済的な事情、デジタル機器の利用経験等による情報格差の解消に向けた環境づくりを進めます。

民間企業や地域の関係者等と連携し、スマートフォン教室や相談会を継続して開催するとともに、スマートフォンの基本的な操作方法に加え、町公式 LINE アカウントやオンライン申請等の行政サービスを安心して利用できるよう、実践的な支援を行います。

また、デジタル活用に不安のある方が身近な場所で相談できるよう、既存の相談機会を活用するとともに、生活館・集会所等における支援の充実を図ります。

(2) デジタル人材の確保・育成

本町では、「第1期上砂川町デジタル人材育成方針」に基づき、職員全体の DX を実践する意識の醸成とデジタルスキルの向上を図ってきました。令和8年9月には「第2期上砂川町デジタル人材育成方針」を策定しています。

今後は、同方針に基づき、全職員に求められる基礎的なデジタル・AI リテラシー及び情報セキュリティに関する知識の向上を図るとともに、各課において AX・DX の取組を主体的に推進する中核人材を計画的に育成します。

人材育成に当たっては、動画研修、セミナー、e ラーニング等の OFF-JT (Off-the-Job Training) と、実務やワーキンググループ等を通じた OJT (On-the-Job Training) を組み合わせ、職員の役割や習熟度に応じた研修を実施します。また、自治体情報システムの標準化、行政手続のオンライン化、生成 AI の活用、情報セキュリティ等について、業務に活用できる実践的な知識と技能の習得を図ります。

あわせて、北海道大学デジタルリスキリングプログラム等の外部研修を活用するとともに、北海道との連携や外部専門人材の活用を検討し、本町だけでは確保することが難しい専門的な知見を補完します。

第4章 進捗管理

本方針の実効性を高めるため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）及び改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、各取組の進捗状況及びKPI（重要業績評価指標）の達成状況を毎年度把握・評価します。評価の結果を踏まえ、取組内容や実施方法を改善するとともに、情報通信技術の進展、国及び北海道の施策、本町を取り巻く環境の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

進捗管理に当たっては、以下のKPIを設定し、各担当課とデジタル推進担当係が連携して実績を把握します。

数値目標（第8期総合計画連動）

指標	基準値（R5）	目標値（R11）
オンライン化による行政手続件数	32件	64件

重要業績評価指標（KPI）（第8期総合計画連動）

指標	基準値（R5）	目標値（R11）
デジタル人材育成研修受講率	—	100%

AX・DX推進方針独自のKPI

重点取組事項に関連するPDCAサイクルの実効性を高めるため、以下のKPIを設定します。

指標	基準値 （R7）	目標値 （R11）	関連する取組
フロントヤード改革を導入した手続・業務数	2件	10件	フロントヤード改革
eL-QRに対応した公金の種類数	4種類	14種類	公金収納eL-QR活用
生成AIを活用する業務数	0件	20件	AI・RPAの利用推進
RPA導入業務数	0件	5件	AI・RPAの利用推進
電子決裁率	0%	80%	BPRの推進

第2期 上砂川町 AX・DX 推進方針 個別取組

方針1	フロントヤード改革による町民の利便性向上
-----	----------------------

No.	取組事項	内容
1	自治体フロントヤード改革の推進	デジタルファースト・ワンスオンリー・コネクテッド・ワンストップの原則に基づき、行政手続のオンライン化を拡大するとともに、「書かせないワンストップ窓口」の対象となる手続・業務を拡大します。あわせて、条例・規則等におけるアナログ規制を点検し、必要な見直しを行います。
		取組スケジュール
		令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
		アナログ規制の点検・見直し実施 書かせない窓口等対象拡大
2	自治体情報システムの標準化・共通化の推進	ガバメントクラウド上に構築した標準準拠システムの安定的な運用を図るとともに、標準化を契機とした業務プロセスの見直しや運用コストの最適化に取り組みます。
		取組スケジュール
		令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
		運用開始 安定稼働維持・運用コスト最適化実施
3	公金収納におけるeL-QRの活用	eLTAXを活用した公金収納開始を踏まえ、後期高齢者医療保険料・住宅使用料等の各種使用料についてeL-QRを活用した納付を推進し、コンビニ収納の対象拡大を進めます。
		取組スケジュール
		令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
		取組継続 eL-QR、コンビニ収納対象拡大
4	マイナンバーカード取得支援・利用推進	窓口等によるカード取得支援を実施し、マイナンバーカードの利用推進を図ります。
		取組スケジュール
		令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
		活用推進、窓口等によるカード取得支援実施
5	セキュリティ対策の徹底	情報資産の棚卸しを実施し、保有する情報資産とリスクを適切に把握・管理します。また、サプライチェーン・リスク対策を講じた機器更新を進めるとともに、脆弱性診断の実施方法や必要なシステムの導入を検討し、情報セキュリティ対策の継続的な強化を図ります。
		取組スケジュール
		令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
		情報資産棚卸し 脆弱性診断システム導入検討、サプライチェーン・リスクを講じた機器更新
6	オンライン相談・面談	来庁が困難な町民等を対象としたオンライン移住相談・オンライン面談を実施します。
		取組スケジュール
		令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
		オンライン相談・面談の試行 本格実施、対象業務の拡大

方針 2	デジタル活用による地域社会のデジタル化と情報発信の推進
-------------	------------------------------------

No.	取組事項	内容
1	地域社会のデジタル化	情報通信基盤を有効に活用し、地域社会のデジタル化を支援します。また、デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出、地域課題の解決等に向けた取組を検討・推進し、魅力ある地域づくりと安心・安全の確保を図ります。
		取組スケジュール
		令和 8 年度 令和 9 年度 令和 10 年度 令和 11 年度
		地域社会のデジタル化支援実施
2	情報発信の充実	広報紙や町公式ホームページ等による情報発信に加え、LINE、Instagram、YouTube、note 等の媒体の特性を生かした情報発信を継続します。また、LINE で提供するサービスの拡充を進めるとともに、利用状況や町民ニーズを踏まえ、必要な情報を分かりやすく、迅速に届けられる情報発信の充実を図ります。
		取組スケジュール
		令和 8 年度 令和 9 年度 令和 10 年度 令和 11 年度
		SNS を活用した情報発信実施
3	オープンデータの活用・共有	町が保有する各種データについて、自治体標準データセット等を参考に、町民や事業者のニーズが高いデータから、機械判読及び二次利用が可能な形式で公開します。また、公開データの適切な更新と充実を図り、行政の透明性の向上、地域課題の解決及び官民協働によるデータ利活用を推進します。
		取組スケジュール
		令和 8 年度 令和 9 年度 令和 10 年度 令和 11 年度
		自治体標準データセットに準じたデータ公開 町統計情報のオープンデータ化

方針 3	AI とデジタルを前提とした効率的な仕事の仕方への転換
-------------	------------------------------------

No.	取組事項	内容
1	AI・RPA の利用推進	生成 AI の本格運用を開始し、安全かつ適切な利用を確保しながら、文書作成や要約等への活用を進め、対象業務を段階的に拡大します。また、定型的かつ反復的な業務を対象に RPA のトライアルを実施し、費用対効果や業務削減効果を検証した上で、本格導入及び対象業務の拡大を進めます。
		取組スケジュール
		令和 8 年度 令和 9 年度 令和 10 年度 令和 11 年度
		生成 AI 運用開始、RPA トライアル実施 対象業務・範囲の拡大
2	BPR の推進	既存の業務手順や書面、押印等を前提とせず、業務の必要性や処理方法を点検し、業務プロセスの見直し・再構築を進めます。また、関係規程を見直した上で、電子決裁・文書管理システムを導入し、公文書の起案、決裁、保存及び廃棄を段階的に電子化します。あわせて、財務会計システムの更新及び電子契約の導入を検討し、内部事務の効率化とペーパーレス化を推進します。

		取組スケジュール			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		規則改正	電子決裁・文書管理システム導入		財務会計システム更新検討
3	テレワークの推進	電子決裁・文書管理システムの導入・運用に合わせ、モバイルワーク等の対象業務及び利用場面を段階的に拡大します。また、業務端末の更新に合わせて、ノート型・無線接続対応端末の導入及び庁内無線 LAN 環境の整備を検討し、情報セキュリティを確保しながら、場所にとられない柔軟な業務環境を整備します。			
		取組スケジュール			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		業務端末仕様検討、無線化検討		端末更新実施	モバイルワーク活用

方針4 誰一人取り残さないデジタル社会の実現

No.	取組事項	内容
1	デジタルデバイス対策	高齢者をはじめ、デジタル機器の利用に不安のある方を対象として、スマートフォン教室、相談会等を継続して実施します。また、スマートフォンの基本的な操作方法に加え、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法に関する助言・相談を行い、デジタル化の恩恵を誰もが享受できる環境づくりを進めます。
		取組スケジュール
		令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
		スマホ教室等開催
2	デジタル人材の確保・育成	「第2期上砂川町デジタル人材育成方針」に基づき、動画研修、セミナー及びeラーニング等のOFF-JTと、実務やワーキンググループ等を通じたOJTを組み合わせ、職員のデジタルリテラシー及び実践的なスキルの向上を図ります。また、業務や役割に応じた専門研修を計画的に実施するとともに、北海道等との連携や外部専門人材の活用を検討し、持続可能なDX推進体制を構築します。
		取組スケジュール
		令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
		第2期人材育成方針に基づく研修の実施 外部人材活用検討

用語集

用語	解説
AI	Artificial Intelligence の略称。人間の知的な判断をコンピュータが行う技術で、大量のデータから規則性等を学習し、予測や判定を行う。
AI-OCR	AI の技術で文字補正結果を学習し、通常の OCR よりも識字率を向上させる技術。
AX	AI Transformation の略。AI の活用を前提として、業務プロセス、組織、働き方及び行政サービスの在り方を見直し、業務全体の最適化や新たな価値の創出につなげる変革。
BPR	Business Process Re-engineering の略。業務本来の目的に向かって組織や制度を抜本的に見直し、業務プロセスを再設計すること。
DX	Digital Transformation の略称。デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織・制度の変革により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
eLTAX	地方税ポータルシステム。地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。令和 8 年 9 月以降は公金収納にも活用が拡大される。
eL-QR	地方税統一 QR コード。地方税共同機構が運用する eLTAX を活用し、納付書に印刷された QR コードを読み取ることでキャッシュレス決済が可能となる仕組み。
GIS	Geographic Information System の略称。地理情報システム。位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、地図と組み合わせ視覚的に表示・分析するシステム。
ICT	Information and Communication Technology の略称。情報通信技術を意味し、情報・通信に関する技術の総称。
IOT	Internet of Things の略称。自動車、ロボット、施設等、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報をやり取りすることにより、モニタリング、保全、データ連携、遠隔制御を行うこと。
KPI	Key Performance Indicator の略。取組の進捗状況や目標の達成度を把握するために設定する重要業績評価指標。
note	文章や画像等のコンテンツを手軽に発信・共有できる Web メディアプラットフォーム。自治体の情報発信ツールとしても活用が広がっている。

OFF-JT	Off-the-Job Training の略。通常業務を離れて、研修、セミナー、e ラーニング等により知識や技能を身に付ける人材育成方法。
OJT	On-the-Job Training の略。実際の業務を通じて、必要な知識や技能を身に付ける人材育成方法。
PDCA	PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
RPA	Robotic Process Automation の略。パソコン上で行う定型的・反復的な作業を、ソフトウェアにより自動化する仕組み。
SaaS	Software as a Service の略。通信回線を経由してソフトウェアを利用するクラウドサービスの形態。
Society 5.0	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会。第5期科学技術基本計画で提唱された目指すべき未来社会像。
アナログ規制	書面の作成・掲示、対面での手続・講習、現地での確認など、デジタル技術の活用を前提としていない手法を求める規制。
インターネット	世界中のコンピュータあるいはコンピュータネットワークを共通の通信手順を用いて相互に接続している通信網のこと。
オープンデータ	国や地方公共団体等が保有するデータを、誰もが自由に利用・再配布できる形式で公開すること。行政の透明性向上や官民協働の推進を目的とする。
オンプレミス	情報システムの構築や稼働に必要となるサーバーやソフトウェア等の資産を自社で保有・運用する利用形態。
オンラインサービス	ネットワークを通じて提供される各種サービスの総称で、ニュースの配信、オンラインデータベースの参照、オンラインショッピングやオンラインゲームなどがある。
書かせないワンストップ窓口	職員による聞き取りや既存データの活用等により、住民が申請書を繰り返し記入する負担を減らし、複数の手続を一つの窓口で完結させる取組。
ガバメントクラウド	政府の情報システムや地方公共団体の情報システムを構築・運用するための、共通の基盤と機能を提供するクラウドサービスの利用環境。
クラウドサービス	データやアプリケーションを、インターネット等を経由して利用するサービスの形態。
コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する原則。

サイバー空間	コンピュータやネットワークの中に広がるデータ領域を、多数のコンピュータが接続されたインターネット上の仮想的な空間。
サイバーセキュリティ	コンピュータへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報漏えい、コンピュータウイルスの感染などがなされないよう、コンピュータやコンピュータネットワークの安全を確保すること。
サプライチェーン・リスク	情報機器やソフトウェアの製造・開発、調達、保守等の過程を通じて、不正な機能の組み込みや情報漏えい等が生じる危険性。
自治体標準オープンデータセット	自治体が保有するデータのうち、公開が推奨されるデータについて、項目や形式等を標準化したもの。
自治体窓口 DX SaaS	デジタル庁が整備する、自治体の窓口業務のデジタル化を支援するクラウド型サービス。「書かないワンストップ窓口」の実現を目的とする。
情報資産	組織が保有・管理する情報、データ、文書、情報システム、ネットワーク、情報機器等の総称。
情報セキュリティポリシー	情報資産の機密性、完全性、可用性を維持していくために組織の方針や行動指針をまとめたもの。
スマート自治体	今後の労働力の供給体制の中で行政サービスを提供し続けるため、AI等を活用して、自治体の事務処理の自動化や業務の標準化を行い、行政サービスを効率的に提供する自治体のこと。
脆弱性診断	情報システムやネットワークに、攻撃や不正利用につながる弱点がないかを点検・評価すること。
生成 AI	大量のデータから学習し、文章・画像・プログラムコード等の新たなコンテンツを生成する AI 技術。ChatGPT 等が代表例。
チャットボット	人間と会話しているような受け答えをロボットが自動で行う技術。
デジタル手続法	正式名称は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」。行政手続のオンライン化に関する基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）を定めた法律。
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革し、デジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。
デジタル人材	DXの重要性や意義を把握しており、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験を有している人材のこと。

デジタルデバイド	情報通信技術の利用機会や活用能力の格差のこと。年齢、障がい、経済的理由等により、デジタル化の恩恵を受けられない状態を指す。
デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する社会を目指す原則。
デジタルリテラシー	デジタル技術や情報を理解し、安全かつ適切に活用するための基礎的な知識・能力。
テレワーク	「tele=離れた所」と「work=働く」を合わせた造語。ICTを活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く勤務形態。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務等を含む。
電子契約	契約書を紙で作成・押印する代わりに、電子データと電子署名等を用いて契約を締結する仕組み。
電子決裁	起案、回議、承認、決裁等の手続を、紙ではなく情報システム上で行う仕組み。
標準準拠システム	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準に適合した、自治体の基幹業務システム。
フロントヤード改革	住民と行政との接点（窓口等）について、デジタル技術を活用して多様化・充実化を図り、町民サービスの利便性向上と業務効率化を一体的に推進する改革。
ペーパーレス	紙で運用管理していた資料や文書をデジタル化し、電子的にやりとりすることで、情報共有の円滑化、業務の効率化、保管体制の合理化などに結びつける取組。
マイナポータル	マイナンバーカードを活用し、行政手続きの検索やオンライン申請等を行うことができる政府運営の Web サービス。
モバイルワーク	移動中や出張先など、通常の勤務場所以外で情報通信技術を活用して業務を行う働き方。
ローカル 5G	通信事業者ではなく、地域の企業や自治体等が自らの建物・敷地内に限定して構築・利用できる 5G ネットワーク。
ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とする原則。
ワンストップ手続	一度の手続で、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計された行政サービス。